

平成 30 年 9 月 28 日

地域未来投資促進法の基本計画に新たに同意しました

経済産業省は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づき、関係省庁（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）と共に、9 月 28 日付けで東京都青梅市、多摩市及び山梨県（観光分野）の基本計画に同意しました。
関東経済産業局では、今後、管内において地域経済牽引事業の創出を促進してまいります。

1. 概要

経済産業省は、関係省庁と共に、地域未来投資促進法に基づき、東京都、山梨県及び各都県市町村の合計 31 の地方公共団体が共同で策定した 3 つの新たな基本計画に 9 月 28 日付けで同意しました。

同意された基本計画に定められた促進区域内で地域経済牽引事業を予定している民間事業者等は、同計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事等による承認を受けることで各種支援措置を受けることができます。主な支援策については、下記 URL をご覧下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2. 同意した基本計画の内容について

基本計画では、地域の特性とそれを活用する分野（「成長ものづくり」、「農林水産・地域商社」、「第四次産業革命」、「観光・スポーツ・文化・まちづくり」、「環境・エネルギー」、「ヘルスケア・教育サービス」等）を定めることができます。

今回同意した基本計画における分野は、I o T 技術を活用した「第四次産業革命」をはじめ、観光資源や特産物を活用した「観光分野」などが設定されています。山梨県及び県内市町村は、昨年度にもものづくり分野の基本計画の同意を受けていましたが、今回新たに観光分野の基本計画を策定し同意を受けました。

なお、基本計画の概要は別紙のとおりです。

（本発表資料の問合せ先）

関東経済産業局地域経済部企業立地支援課長 酒匂正広

担当者：横川、飯島、佐藤、内川

電話：048-600-0272（直通）

048-601-1293（FAX）